

# 女川原子力発電所運転差止訴訟

## 控訴審判決

〈解説〉

仙台高裁平成二年三月三日第一民事部判決  
(平成六年(丙)第六四号女川原子力発電所建設差止請求  
控訴事件)

(判例時報一六八〇号四六頁)

### 〈事実の概要〉

本件は、宮城県牡鹿郡女川町所在の東北電力女川原子力発電所の建設・運転の差止めを、その周辺住民が事業者たる電力会社に対して求めた民事訴訟である。第一審(仙台地判平成六・一・三二判時一四八二号三頁)は、一号機の運転及び二号機の建設の差止請求を棄却。その後、控訴係属中に二号機の運転が開始されたため、訴えの交換的変更によつて双方の請求とも運転の差止請求となつた。

### 〈判旨〉

「当裁判所も、控訴人らの本訴請求棄却。  
……は、いずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次に

訂正、付加するほか、原判決『理由』欄に説示のとおりであるから、これを引用する。」

「ちなみに、右判断は、飽くまでも、現時点における差止請求権の存否についてのものであり、今後の本件原子力発電所及び他の原子力発電所等における運転状況ないしトラブル発生の状況、原子力発電所の必要性をめぐる各種の状勢の変化(前示のとおり、原子力発電所の特殊性にかんがみ、原子力発電所の必要性自体が現在に比して著しく減少すれば、これが理由としてその建設・運転の差止めが認められる余地があると解される。)などにより、将来において、本件原子力発電所の長期的ないし一般的な差止め(仮処分を含む)を肯定すべき事態が生ずるかどうかは、別個の事柄といふべきである。」

一 原子力発電所の建設・運転の停止を求める訴訟は、原子炉設置の許可(原子炉等規制法(三条))の取消しを求める行政事件訴訟として争われることが多かつたが、本件訴訟の提起以後、事業者たる電力会社を被告とする民事の差止訴訟として争われるもののみられるようになつた。民事差止訴訟のうち既に判決が下されているものとしては、高浜原子力発電所判決(大阪地判平成五・一二・二四判時一四八〇号二七頁)、本件第一審判決、志賀原子力発電所第一審判決(金沢地判平成六・八・二五判時一五一五号三頁)、同控訴審判決(名古屋高金沢支判平成一〇・九・九判時一六五六号三七頁)、泊原子力発電所第一審判決(札幌地判平成一・二・二二判時一六七六号三頁)があり、いずれも請求は棄却されている。

二 本件第一審判決は、原子力発電所の安全性に関する論点についてほぼ網羅的に判示した最初の判決である。その要点は、①人格権に基づく差止請求が可能であることを確認し、環境権に基づく差止請求も請求権として民事裁判の審査対象としての適格性を有しないとはいえないとした上で、その審査内容は人格権に基づく請求と基本的には同一であるとしたこと、②原子炉施設に求められる安全性につき、「原子炉施設が不可避的に一定の放射性物質を環境に放出するもので

あること等を前提とした上で、その潜在的危険性を顕在化させないよう、放射性物質の放出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性をいかなる場合においても、社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つことにある」と解し、は、年間〇・一レムとすることが合理的であるとしたこと、④当該原子力発電所に安全性に欠ける点があり原告らに被害が及ぶ危険性があることについての立証責任は、人格権に基づく差止訴訟一般の原則どおり原告周辺住民側が負うべきものとしつつ、原告側は既に必要な立証を行つてること及び安全性に関する資料をすべて被告電力会社側が保持していることなどを考慮して、まず被告の側においてその安全性に欠ける点のないことにについて立証する必要があり、被告が右立証を尽くさない場合には安全性に欠ける点があることが事実上推定(推認)されるとしたこと、⑤原子炉施設の基本設計における安全確保対策の検討においては、原子力安全委員会の安全審査の方法に即しながら、それが合理的根拠に基づいて行われたものであるかを中心に審査したこと、などである。また、⑥原子力発電所の安全性について網羅的に審査したことは、としたことも、原子炉設置許可取消訴訟においては裁判所の審査の範囲は「基

本設計」に限定されるとされた（伊方原発電所訴訟最高裁判決〔最一小判平成四・一〇・二九民集四六巻七号一二七四頁〕、福島第二原子力発電所訴訟最高裁判決〔最一小判平成四・一〇・二九判時一四四一號五〇頁〕）こととの対比において重要な。

本判决は、本件第一審判决後に生じた事象（兵庫県南部地震・もんじゅナトリウム漏洩事故など）に関連する控訴人の主張についての判断を付加したほか、ほとんどの主要な論点について本件第一審判决をそのまま受け入れている。また、先に挙げた本件第一審判决から本判决までの間に下された民事差止訴訟の判断も、環境権に関する態度に若干の違いが見られるものの、基本的に本件第一審判决と同様の審査枠組を採用してきている。本判决によつて、民事差止訴訟による原子力発電所の安全性の審査の枠組は、ほぼ確立したといつてよからう。

## リスト

三 本件第一審判决では、原子炉施設の安全確保対策の検討において、原子力安全委員会の安全審査の方法に即しながら、それが合理的な根拠に基づいて行われたものであるかを中心審査する手法が取られている。この手法については、原子炉設置許可取消訴訟である伊方原子力発電所最高裁判決の示した審査方法と類似していることが指摘され、民事差止訴訟においてなぜこのようなパターンの審査方法が可能となるのかの理論的根拠が示されるべきであるとされてきた（橋

子力発電所訴訟最高裁判決〔最一小判平成四・一〇・二九民集四六巻七号一二七四頁〕）こととの対比において重要な。

本・後掲四〇頁）。本判决においてもその点についての新たな説明はなされていない。

伊方原子力発電所訴訟控訴判决は、原子炉の安全性の判断そのものについても「専門技術的裁量」を認めるとの姿勢を明確に示したが、最高裁判決は「裁量」との文言を使わぬままにその判断を維持している。この最高裁判所の審査方法については、それが一種の事実認定の問題なのか、法の解釈・認識の問題なのか、いわゆる「専門技術的裁量」の問題として捉えるべきなのか、といった点について極めて錯綜した議論が存在し、ここではその詳細に立ち入ることはできない（その概要については、座談会「伊方・福島第二原発訴訟最高裁判決をめぐって」シリ一〇・一七号〔一九九三年〕九頁が参考になる）。

但し、本件のような通常の民事差止訴訟においては、基本的には事実認定の問題として考へざるを得ないと思われる。そして、第一審判决においては、人格権に基づく差止訴訟一般の原則に従つて原告周辺住民側に立証責任を負わせた上で、原子力発電所の重大な潜在的危険性と原告らとの距離関係についての必要な証拠がなされていること及び安全性に関する資料が被告電力会社側に偏在していることから、被告にその安全性に欠けることについて立証することを求めていた（④）。さらに、その上で、原

子力安全委員会の安全審査の内容が本件訴訟における安全性の判断と重なることを認め、原子力安全委員会が科学的・専門技術的知見を有している信頼性の高い組織であることを前提に、安全審査における安全性の判断が合理的な根拠に基づいて行われたことを確認した上で、その後当該原子力発電所の安全性を確保することについての推認をし（⑤）、さらにその推認を覆す原告側のさらなる主張・立証の有無について判断をしていく。よって、本件訴訟における安全性の判断方法は、民事訴訟における事実認定の一般論の適用として十分説明ができると思われる。むしろ、このような民事訴訟の一般論の適用と比較した場合に、取扱訴訟における安全性の判断がどのような特殊性を有しているかを検討することが必要となると思われる。

四 原子力安全委員会の安全審査の合理性によって当該原子力発電所の安全性を推認し、原告周辺住民側にその推認を覆す具体的な危険の存在の主張立証を求めるという本判决も採用している手法によれば、原告側の主張立証によって機器等の個別具体的な不具合が特定されたにもかかわらず、それに対して被告側が対処をしない（もしくは対処策が存在しない）という特別な場合以外には原告側が勝訴することは事実上あり得ない。しかし、昨今の相次ぐ原子力関連施設のトラブルとそれへの不適切な対応は、裁判所によ

る安全性の推認の程度を弱めざるを得ない。泊原子力発電所第一審判决は、その結びの部分において原子力発電の安全性に関する国民の不安と放射性廃棄物の処理問題についての意見を付しており、本判决においても判示の各所に被告側関係者の姿勢に対する厳しい注文が散見される。

本判决後の平成二一年九月三〇日には、事故というにはあまりにもすぎない違法作業によりいわゆる「東海村臨界事故」が発生し、我が国の原子力開発史上初の死者が出るに至った。このような事態は、原子力施設及び原子力行政に対する信頼性を著しく失わせるものであるので、先に述べた審査枠組の中においても原子力施設の安全性についての推認の程度はますます弱まらざるを得ないはずである。このような状況下で、今後裁判所がどのような審査態度を取るのかが注目されるところである。

### 参考文献

本件第一審判决の評釈として、交告尚史・シリスト（一〇四年三九頁）（一九九四年、河野弘矩、判例評論四二七号（判例時報一四九七号）三五頁）（一九九四年）、橋本博之・シリスト（一〇六年八月三八頁）（一九九五年）がある。

（岩橋健定  
（岩橋健定  
助教授）

（岩橋健定  
助教授）